入退カード管理規程

改廃履歴

以 Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	1987. 10. 01
1. 1	カードリーダー設置場所等変更	2006. 04. 01
1. 2	カードリーダー設置場所等変更	2009. 12. 01
1. 3	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1. 4	カードの交付、申請、紛失、破損等の届出および申請 書等の様式の変更	2011. 04. 01
1. 5	第8条 自己カードによる他人の入退について変更	2012. 04. 01
1.6	様式1、2、4の見直し	2013. 10. 15
1. 7	サーバ室廃止、中央会事務室移設に伴う様式1、4の見直し	2014. 04. 01
1.8	様式1、様式4の鍵管理アクセスレベルに「中央会」を追加	2017. 03. 15
1. 9	機構改革に伴い鍵管理アクセスレベルの名称を変更(様式1、様式4)	2017. 04. 01
2. 0	2階帳表仕分室移動に伴う変更(様式1、様式4)	2017. 10. 01
2. 1	2階作業室の追加、部長検印欄の変更(様式1、様式4)	2017. 11. 01
2. 2	2階県域口振室移動に伴う変更(様式1、様式4)	2018. 03. 15
2. 3	機構改革に伴い鍵管理アクセスレベルの名称を変更(様式1、様式4)	2019. 04. 01
2. 4	元号改正に伴う改正(様式1~4) 鍵管理アクセスレベルの追加(様式1、4)	2019. 05. 01
3. 0	改訂手続きを追加	2020. 04. 01

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	カードの交付	1
第	3条	管理責任者	1
第	4条	管理台帳	1
		交付申請	
		管理義務	
第	7条	賠償責任	1
第	8条	貸与等の禁止	1
		紛失、破損等の届出	
		返却	
		区分変更	
第1	2条	改訂手続き	2

入退カード管理規程

規程番号 1102-0000-00-規制定日 1987年10月 1日 改正日 2020年 4月 1日

(目的)

第 1条 この規程は株式会社三重県農協情報センター(以下「センター」という)施設の入退館の際に使用するカード(以下「カード」という)の取扱管理について定める。

(カードの交付)

- 第 2条 カードは、所定の手続により許可を受けた次の者に交付する。
 - (1) 役員
 - (2) 従業員
 - (3) センター施設に入居する団体(以下「賃借入居団体」という。)の従業員
 - (4)業務委託先の当社常駐者(センター施設、電算機等の日常管理および改修工事等のため 常駐する技術者を含む)
 - (5) その他、総務部長が特に認めた者

(管理責任者)

第 3条 カードの管理責任者は、総務部長、各部長および賃借入居団体の責任者とする。

(管理台帳)

第 4条 総務部は、管理台帳を備え付ける。

(交付申請)

- 第 5条 カードの交付申請は、交付を受けたい部から入退カード交付申請書(様式1)により、総 務部長に対して行う。
 - 2 賃借入居団体は、各団体の責任者が、総務部長に対して行う。

(管理義務)

第 6条 カードの交付を受けた者は、十分な注意をもって紛失、破損、盗難等のないよう管理する。

(賠償責任)

第 7条 カードの交付を受けた者およびカードの交付申請団体は、不注意によりセンターに損害を 与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(貸与等の禁止)

第 8条 カードは、いかなる理由によっても他人へ貸与することは禁止する。また、総務部長および運用部長の許可なく自己のカードにより他人を入退させてはならない。ただし、夜間の入退については、玄関に限り所定の手続きをおこない、入退させることができる。

(紛失、破損等の届出)

第 9条 カードを紛失、破損した場合は、入退カード(紛失・破損)再交付申請書(様式2)によ

- り速やかに総務部長に届け出る。この場合、カードの発行に要した実費を徴収することがある。
- 2 カードを紛失した場合は、情報セキュリティ事件・事故報告規程に基づき所定の届出を行う。

(返却)

第10条 カードが不要となった場合は、入退カード返却届(様式3)にカードを添え、総務部長に 返却する。

(区分変更)

第11条 カード区分の変更が必要な場合は、入退カード区分変更申請書(様式4)により行う。

(改訂手続き)

第12条 入退カード交付申請書(様式1)、入退カード(紛失・破損)再交付申請書(様式2)、入退カード返却届(様式3)、入退カード区分変更申請書(様式4)の室名、アクセスレベル名の変更については改訂手続きを省略し、主管部署による差し替えを可能とする。